

「WITHコロナ」を見据えて新しいことにチャレンジしてみませんか!?

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「今のままの事業形態では先行きが見えないのでこれを機にサービスをガラッと変えたい」という事業者の方もおられるかと思います。また、そこまで大幅な転換をしなくても、例えば、店舗販売が主だったのを、EC サイトや注文管理システムの導入を行い、店舗販売からの誘導によりネット販売を新たに開始するといったことを考えている事業者もおられるのではないのでしょうか。このようなことを考えている方には、「**事業再構築補助金**」の活用をお勧めします。今まで取り組んだことがない新たなことにチャレンジし、WITH コロナを見据えて、積極的な一歩を踏み出してみましょ。もちろん、何をどうしていったらよいか分からない、といった方もおられるでしょう。その際には、精華町商工会の経営支援員が丁寧にお話しをお伺いします。ただやみくもに新しいことにチャレンジすればよいという事ではありませんし奇抜な発想が求められているわけでもありません。そこには、「新しい事業機会を生み出す際の正しい考え方の筋道」があります。事業者には、必ずそこにしかない「強み」があるはず。限られた経営資源を最大限有効活用し、「WITH コロナ」を生き抜きましょう。

事業再構築補助金とは・・・

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援する補助金です。新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する1兆1500億円規模の予算が割り当てられた国の事業です。補助額は100万円～従業員数に応じて8,000万円。なお、申請に当たっては



売上減少要件があり、また電子申請のみの受付となっております。詳細は事業再構築補助金の公式HPをご覧ください。次回締切は9/21(火)です。事業再構築補助金公式HP

商工会の事業支援について

※経営発達支援計画事業のもと精華町商工会が令和2年度に実施した事業支援です。

※経営発達支援計画事業とは、小規模事業者の発展を支援するため商工会が様々な計画を立て、それを経済産業大臣が認定する仕組みです。具体的には商工会が役場や京都府、金融機関、各支援機関と協力し、事業計画の作成・実施、技術の向上、新しい分野の開拓など経営の発達を支援します。そしてそれが地域活性化へと繋がります。

事業の目的：事業者の持続的発展が可能となる経営基盤を整備すること
支援実績（抜粋）：

経営状況分析事業者数		49 事業所
事業計画策定事業者数		49 事業所
補助金申請件数	持続化補助金	20 事業所
	コロナ関連補助金	42 事業所
マル経融資利用者件数		4 事業所
経営力向上計画策定事業者数		1 事業所
府・町の支援施策活用件数		44 事業所

事業計画策定支援事業を中心に事業者の伴走支援を行いました。事業計画の策定のみを目標とするものではなく、策定した計画（Plan）を実行（Do）し、評価・検証（Check）をすることで、次の改善行動をとる（Action）、いわゆるPDCAのサイクルで伴走支援を行っています。このコロナ禍だからこそ自社を見つめなおし、PDCAに着手しましょう！ 私たちは事業者に寄り添い、伴走支援に全力で取り組んでいます！ ぜひご相談ください！

消費税・インボイス制度 登録申請書受付開始

R5年10月1日から『インボイス制度』が導入されます。

わかりやすく言うと

- ・仕入れの時に特別な請求書を受け取らないと納める消費税が増えてしまう。
- ・売上の時に特別な請求書を発行できないと取引を辞めると言われてしまうかも。

消費税課税事業者が令和5年10/1から制度を始めるには令和3年10/1～令和5年3/31の間に『適格請求書発行事業者の登録申請書』の提出が必要です。

非課税事業者は消費税の課税事業者になる必要があります。課税事業者になると売上が1,000万に満たなくても消費税を支払う必要があります。自身の取引内容をよく確認し検討した上で判断して下さい。

制度に関するご相談【国税庁専用ダイヤル】0120-205-553 9:00～17:00(土日祝除く)



中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

→衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

→ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

給付金・補助金等の税金について

新型コロナウイルス感染症の影響により国・府・町から給付された助成金等の多くは課税されます。ここに一部をご案内致します。詳しくは商工会へお問合せいただくか国税庁 HP を参考にしてください。

非課税

【支給の根拠となる法律や特例が非課税のもの】

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）
- ・特別定額給付金（新型コロナ特法4条1号）（市町村から配られた1人10万円の給付金）
- ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ特法4条2号）

【所得税法が非課税の根拠となるもの】

- 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ・学生支援緊急給付金
- 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）
 - ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
 - ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

課税

【事業所得等に区分されるもの】

- ・持続化給付金(事業所得者向け)
- ・家賃支援給付金
- ・一時支援金、月次支援金
- ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援
- ・雇用調整助成金
- ・京都府や精華町の感染拡大防止協力金

【一時所得に区分されるもの】

- ・Go To キャンペーン事業における給付金

【雑所得に区分されるもの】

- ・持続化給付金(雑所得者向け)

早目に調べて
正しい申告を



確定
申告

事業予定 R3.9~11月

開催日時	内容	場所
9月3日・10日・17日 19:00~21:00 ※いずれも金曜日	事業計画策定後セミナー	商工会館
9月14日(火) 18:30~	理事会	商工会館
10月1日(金)~3日(日) 10:00~12:00 13:00~16:00	プレミアム商品券販売	商工会館
11月2日(火) 15:00~17:00	事業実績評価委員会	商工会館
11月20日(土)・21日(日) ※例年のせいか祭りとは内容が異なります	せいか祭り 2021	オンライン開催 けいはんなプラザ

月次支援金について

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援する月次支援金。

7月分の申請期間は令和3年8/1(日)~9/30(木)

8月分の申請期間は令和3年9/1(水)~10/31(日)

9月分の申請期間は令和3年10/1(金)~11/30(火)です。

申請には商工会等による事前確認が必要です。

不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。商工会では会員事業所のみ事前確認を行っています。締め切り直前の申請はご注意ください。

また、一時支援金を受給している場合や既に月次支援金の事前確認を受けた場合は新たに事前確認を行う必要はありません。



第4回 精華町商工会オンラインまぢゼミ

お店の方が講師となってプロならではの知識や情報、コツを教える少人数のミニ講座。消費者はプロの技を学ぶことで毎日の生活を豊かに、事業所は消費者にこの店ならではの知識や情報を提供し、地域が活性化することでより豊かな生活を送ることを目指しています。

『今年も中止にしてしまえばせっかく回し始めたまぢゼミが終わってしまう』とチームまぢゼミメンバーが強い危機感で取り組み、協力して下さる事業所さん合わせて15事業所/20講座をオンライン限定で10/1~10/31の1ヶ月間開催予定です。

詳しくは9月中旬以降の精華町商工会まぢゼミHPをお楽しみに！



編集後記

あともう少しの辛抱と堪えもう1年半以上。例年なら秋に向けて商工会を訪ねて下さる方も多い時期ですが、外出も限られまた訪問もためらいなかなかお会いすることも難しい状況です。

感染状況がひどくなる中、業種・事業規模・それぞれ状況の異なる事業所様への支援が行き届くよう事務局一同務めております。こんな時だからこそ商工会に入っていて良かったと実感して頂けるよう各関係機関とも連携を強めています。『こんなことに困っている』『どこに聞けばいいかわからない』など是非商工会へお問合せ下さい。

記帳指導員 安井直